

令和 2 年 5 月 22 日

第 13307 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目	次

○道路の占用を制限する区域の指定 告 (同) 3 (男女共同参画課) ○県統計調査の実施 1 公 告 (管財課) ○公金の収納事務の委託 (医療対策課) 2 ○特定調達契約に係る入札公告 3 ○一般国道の区域の変更 (道路整備課) 2 ○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業政策課) ○県道の区域の変更 同) 2 ○基本測量実施公告 (監 理 課) 6 ○一般国道の供用の開始 同) 2 ○基本測量終了公告 司) 6) ○県道の供用の開始 同 3 告 示

石川県告示第164号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。 令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 県統計調査の名称男女共同参画に関する県民意識調査

2 県統計調査の目的

家庭、地域、職場などにおける男女共同参画に関する意識の変化を把握するとともに、今後の男女共同参画の施 策の基礎資料とすることを目的とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

石川県内に在住する満18歳以上の男女で、無作為抽出により選定された者

- 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア フェイスシート
 - イ 男女の地位の平等
 - ウ 家庭生活等
 - 工 職業
 - オ 女性の社会参画
 - カ ドメスティック・バイオレンス (DV) 等
 - キ 男女共同参画社会の実現に向けて
 - クその他
 - (2) 基準となる期日又は期間

令和2年5月22日(金)から同年6月3日(水)まで

- 5 県統計調査の報告を求める者
 - 調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

令和2年5月22日(金)から同年6月3日(水)まで

石川県告示第165号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。 令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

委	託	事	項		氢	委託期間			
安	五百	尹	垻	所	在	地	名	称	安託朔间
石川県立病院	金沢市周	飞張 町	丁1丁目	山崎法律	#事務所	令和2年4月1日から			
金の収納業務				7番1号	<u>-</u>		弁護士	松本哲哉	令和3年3月31日まで

石川県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

9夕 始 夕		ì	首	路		0	区	域		関係図面の
路線名	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
4158	羽咋市千石町	ろ63番	地先が	ŝ			旧	7.40~16.30	200. 9	羽咋土木 事務所
415号	羽咋市千石町	ホ2番	1地先	まで			新	10.60~26.70	201. 8	事務所 維持管理課

石川県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和 2 年 5 月22日から同年 6 月 5 日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名		道	ĺ	路		の	区	域		関係図面の
始 秘 石	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
清水小坂線	金沢市東長江岡	叮~42	番1地	先から			旧	7.70~12.90	39. 1	県 央 土 木 総合事務所
何 小小伙称	金沢市東長江町	叮~40	番1地	先まで			新	8.05~14.40	39. 1	総合事務所 維持管理課
カロナ取角	金沢市畝田西三丁目207番3地先から						旧	10.54~10.56	18.6	,,
畝田大野線	金沢市畝田西三	三丁目2	207番:	3 地先す	ミで		新	10.54~10.59	18. 6	"

石川県告示第168号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
415号	羽咋市千石町ろ63番地先から 羽咋市千石町ホ2番1地先まで	令和2年5月22日	羽 咋 土 木 事 務 所 維持管理課

石川県告示第169号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
清水小坂線	金沢市東長江町へ42番1地先から 金沢市東長江町へ40番1地先まで	令和2年5月22日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課
畝田大野線	金沢市畝田西三丁目207番3地先から 金沢市畝田西三丁目207番3地先まで	n.	n.

石川県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、令和2年5月22日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所		
一般国道	4 1 5 旦	羽咋市千石町ろ63番地先から	羽咋土木事務所維持管理課		
	415号	羽咋市千石町ホ2番1地先まで	初呼工个事務別無符官埋除		

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年5月22日



特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定す る特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達内容
- (1) 購入件名及び数量

ア IPR形移動用無線機(車載仕様) 91式

イ IPR形オートバイ用無線機 7式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 令和3年3月31日

イ 令和3年3月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加者資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和 2 年 6 月 19 日(金)までに 4 (1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 過去3年以内に別紙「基本仕様書」で示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。
- (2) 別紙「基本仕様書」で示した調達物品の規格に合致した物品および数量を確実に納入することができる者であること。
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年7月3日(金)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

ア 令和2年7月3日(金)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

イ 令和2年7月3日(金)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
 - ① IPR Mobile Radio Set (for Police car): 91 set
 - ② IPR Mobile Radio Set (for Traffic patrol motorcycle): 7 set
- (2) Delivery date
 - ① By 31 March 2021
 - ② By 31 March 2021
- (3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 3 July 2020

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

白山農業協同組合

竹内 文雄

白山市井口町に62-1

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

	氏	名		住 所	農産物検査を行う農産物の種類
西	田	陽	-	白山市井口町に52-5	玄米、大麦、大豆
藤	井		翼	白山市源兵島町50-8	玄米、大麦、大豆

(2) 登録台帳に記帳されなくなった者

	氏	名		住	所	農産物検査を行う農産物の種類
森	田	考	司	白山市知気寺町60-30		玄米、大麦、大豆

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量 を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作	業	色	禾	重	類		作 業 期 間	作 業 地 域
基		本			測		量	令和2年4月1日から	羽咋郡志賀町
	(-	等	磁	気	測	量)		令和3年3月31日まで	
基		本			測		量	令和2年4月1日から	県内全域
	(航	空	重	力	測	量)		令和3年3月31日まで	

基本測量終了公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量 を終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作	当	Ě	禾	重	類		作業期間	作 業 地 域
基		本			測		量	令和元年5月7日から	羽咋郡志賀町
	(-	等	磁	気	測	量)		令和2年3月19日まで	
基		本			測		量	令和元年5月7日から	県内全域
	(航	空	重	力	測	量)		令和2年3月19日まで	